

# 居宅介護支援(ケアマネジメント) サービス内容説明書

(平成27年4月1日 現在)

当センターが、あなたに提供するサービスは、以下のとおりです。

## 1. 提供するサービス

### ○居宅サービス計画の作成

※居宅サービス計画作成の手順は次のとおりです。

- ①担当の介護支援専門員が、面接によりあなたやご家族からお話を伺います。
- ②あなたの了解を得て、主治医の方にご意見をお尋ねすることがあります。
- ③担当の介護支援専門員を中心に、サービス担当者会議を開いて検討します。
- ④サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。

### ○情報の提供

### ○要介護認定の申請、変更の援助・代行

### ○居宅サービス事業者との契約締結に関する必要な援助

### ○関連事業者等の連絡調整

### ○給付管理表の作成・提出

※毎月、国民保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

- (1)このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- (2)サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし、分からないことがありましたら、いつでも担当職員にご遠慮なくお尋ねください。

## 2. 担当の職員、担当の変更

あなたを担当する介護支援専門員は  です。

- (1)職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- (2)なお、当事業所の管理者はおよび連絡先は、重要事項説明書の6. のとおりです。苦情・相談等がありましたらご遠慮なくご連絡ください。
- (3)あなたは、いつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。  
その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- (4)当センターは、担当の職員が退職する等、正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

## 3. 利用料

このサービスの利用料およびその他の費用は以下のとおりです。

各サービスの項目・説明・料金等		
●利 用 料		
○下記の居宅介護支援費に各種加算項目を加えた1ヶ月の総単位数に10.21円を乗じて得られた金額が1ヶ月当りの利用料となります。		
○要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。		
○保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じてお支払いいただき、当事業所から発行するサービス提供証明書を、後日、当該市町村の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。		
※法定代理受領ができない場合の参考		
【居宅介護支援費(Ⅰ)】		
①介護支援専門員取扱件数40件未満の場合	要介護1・2	1,042単位/月
	要介護3・4・5	1,353単位/月
【加 算】		
①特定事業所加算Ⅱ		400単位/月
算定要件		

各サービスの項目・説明・料金等

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤の主任介護支援専門員を配置している</li> <li>・常勤の介護支援専門員を3名以上配置している</li> <li>・利用者に関する情報またはサービス提供にあたって 留意事項に係る 伝達等を目的とした会議を定期的を開催する</li> <li>・24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保している</li> <li>・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している</li> <li>・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供している</li> <li>・運営基準減算または特定事業所集中減算の適用を受けていない</li> <li>・介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が40件以上でない</li> <li>・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している</li> </ul> <p>(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表日から適用)</p>
②初回加算	※ 300単位/月 算定要件:新規に、若しくは要介護状態区分が2段階以上変更になった利用者に対し、居宅介護支援を行った場合。
③入院時情報連携加算(Ⅰ)	1月あたり1回を限度※ 200単位/回 算定要件:介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)	1月あたり1回を限度※ 100単位/回 算定要件:介護支援専門員が病院又は診療所に訪問する以外の方法により、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
④退院・退所加算	1月あたり3回を限度※ 300単位/回 算定要件:退院または退所に当たって病院等の職員と面談を行い利用者に関する必要な情報の提供を求め、居宅サービス計画を作成し、サービス利用の調整を行った場合。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない。
⑤小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	※ 300単位/月 算定要件:居宅介護支援から小規模多機能型居宅介護に移行する際、利用者に関する必要な情報を提供した場合。
⑥複合型サービス事業所連携加算	※ 300単位/月 算定要件:利用者に係る必要な情報を当該事業所に提供し、当該事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合。
⑦緊急時等居宅カンファレンス加算	1月あたり2回を限度※ 200単位/回 算定要件:病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。
(1)上記のうち※印は該当時のみ算定されます。	
(2)単位数および金額は平成27年4月1日現在のものです。	
●交 通 費	
<input type="checkbox"/> 鹿沼市内にお住まいの方(住民票のある方)は無料です。 <input type="checkbox"/> それ以外の市町村にお住まいの方は介護支援専門員がご自宅をお訪ねするための交通費として鹿沼市の区域を出た所から往復30円/kmが必要です。	
●そ の 他	
記録の謄写費用などを必要に応じていただくことがあります。	

5. キャンセル料など

サービスをキャンセルした場合には、交通費等の実費相当額をご精算いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。